

## 大分市審議会等の会議の公開に関する規程（抜粋）

## （目的）

第1条 この規程は、審議会等の会議（以下「会議」という。）の公開に関する基本的事項を定めることにより、審議会等の透明かつ公正な運営を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするため必要な体制を整備するとともに、市民の市政に対する理解と関心を高め、もって開かれた市政を推進することを目的とする。

## （対象とする審議会等）

第2条 この規程の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関とする。

## （会議公開の原則）

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に相当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害されることが明らかに想定されるとき。

## （公開又は非公開の決定）

第4条 会議の公開又は非公開（会議の一部の非公開を含む。次項において同じ。）の決定は、審議会等が前条の規定に基づきこれを行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を非公開とすることと決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

## （会議の公開等）

第6条 会議の公開は、審議会等が会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に当該会議の傍聴を承認することにより行うものとする。

# 大分市公共下水道事業経営評価委員会の会議の傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、大分市公共下水道事業経営評価委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 何人も会議を傍聴できるものとする。

2 会議の傍聴者の定員は10人以内とし、先着順とする。ただし、委員長が必要と認める場合は抽選とすることができる。

(傍聴手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の15分前から開催予定時刻までに受付にて傍聴申込書に住所及び氏名など所定の事項を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

3 傍聴人に提供する資料は事項書のみとし、会議資料は閲覧できるよう数部会場に備え置くこととする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器、写真撮影が可能な機器、録音機器等その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
- (2) はちまき、たすきその他これらに類するものを着用している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないとする者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと
- (2) 会場において発言し、拍手し、又はけん騒な行為を行わないこと。
- (3) 写真等を撮影し、又は審議における発言等を録音しないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(報道機関の傍聴)

第6条 報道機関は、傍聴定員の外とし、委員長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、写真等の撮影は会議の冒頭とし、会議における発言の録音をしてはならない。

(退去措置)

第7条 傍聴者が第5条及び第6条の規定に違反し、委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年11月13日から施行する。